テュフズードオータマ株式会社 登録認定機関の名称及び住所 東京都稲城市押立一七四四番地九五

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第四条第一号及び第一 登録に係る事業の区分

技術基準適合認定の業務の開始の日 神奈川県川崎市多摩区登戸二九四

技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地

兀

○総務省告示第三百五十三号 平成二十四年十月一日

機器に表示する文字を定める件)の一部を次のように改正する。基づき、平成十六年総務省告示第九十四号(技術基準適合認定及び設計についての認証を受けた端末基づき、平成十六年総務省告示第九十四号(技術基準適合認定及び設計についての認証を受けた端末 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成十六年総務省令第十五号)様式第七号の規定に

総務大臣

川端

達夫

第三号の表中 株式会社コスモス・コーポレイション

平成二十四年十月一日

を 株式会社コスモス・コー ポレイショ テュ フズー ドオー ン 0 1 0 0 0 8 00

タマ株式会社

○法務省告示第四百十三号 電磁的記録に関する事務を行わせる。 条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に 平成二十四年十月 この告示は、告示の日から効力を生ずる。 公証人法 (明治四十一年法律第五十三号) 第七 岡山地方法務局所属 広島法務局所属 名古屋法務局所属 名古屋法務局所属 日 法務大臣 滝 山室 祐一 木村 大西 平泰 繁 れた特許協力条約に基づく規則第0.0(a)(i)及び(b) び (b) (ii) (ii)

官

の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄 第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定 の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号) に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示 第三百三十五号の一部を次のように改正する。 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号

法務大臣 滝 平成二十四年十月

日

ケ原マーブル工業株式会社の項を削る。 「機械加工」を「機械加工、石材施工」に改める。 第二号口の表関ケ原イー テック株式会社の項中 第二号イの表関ケ原ミカゲ工業株式会社及び関

5

○外務省告示第三百三十号 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成さ

○法務省告示第四百十二号

に改める。

し、平成二十四年十月一日より同規則第2.(3)(1)及一局に行っていたところ、特許庁は、同通告を撤回する通告を平成十八年三月十三日付けで国際事務 平成二十四年十月一日、アニニュ九月十二日付けで国際事務局に行っ 修正され、特許庁は、同規則第0.40及び60に規定 九月十二日付けで国際事務局に行った。国について効力を生ずる旨の通告を平成二 年十月五日に、特許協力同盟の総会の決定により 20.(a)(i)及び(d)、並びに0.の規定は、平成十七 20.a(i)及び(d)、並びに0.の規定は、 20.b(i)をする。 20.a(i)の規定は、 20.a(i)をする。 20. |十四年 我が

外務大臣 玄葉光一郎

南アフリカ共和国政府から同協定を終了させる意政府と南アフリカ共和国政府との間の協定」は、政府と南アフリカ共和国政府との間の協定」は、昭和五十四年十二月二十日付けの交換公文にれ、昭和五十二年十二月六日にプレトリアで署名さの外務省告示第三百三十一号 十一日に終了した。 思の通告を受けたことにより、平成十五年一月三 平成二十四年十月 日

外務大臣

玄葉光一郎

平成二十四年十月一日

○文部科学省告示第百五十九号

関する規則 (平成十七年文部科学省令第三十七号) 第百十条の規定に基づき公示する。 習機関に係る登録事項の変更の届出があったので、 条の三十四において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録資格講 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)第四十 同法第四十五条の二第四号及び登録認証機関等に

平成二十四年十月一日

文部科学大臣 平 野

博文

安全技術センター公益財団法人原子力	氏名又は名称
月一番三の一〇一号 東京都文京区白山五丁	住
一五号」とすること 一五号」とすること 一五号」とすること 一番三の一〇一号」か ら「東京都文京区白山五丁目 一番三の一〇一号」か 日本で、東京都文京区白山 一番三の一〇一号」か の「東京都文京区白山 日本で、東京都文京区白山 日本で、東京都文京区白山 日本で、東京都文京区白山	変更する事項
月一日平成二十四年十	変更する年月日

○厚生労働省告示第五百四十号

八年厚生労働省告示第三百八十二号)の一部を次のように改正する。 第二十条の二の三第二項第二号及び同条第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修 (平成十 三第二項第二号及び同条第三項第二号の規定に基づき、 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第三十八号) 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則 第二十条の二の

平成二十四年十月一日

厚生労働大臣

小宮山洋子

第二条の表に次のように加える。

隣会 社会福祉法人南高愛 甲一五七二番地長崎県雲仙市瑞穂町古部 九月三十日まで平成二十七年 研(第 修ジ1 ョ号 コブコーチ)養成で職場適応援助者

成者

第三条の表に次のように加える。 隣会福祉法人南高愛 甲一五七二番地長崎県雲仙市瑞穂町古部 九月三十日まで平成二十七年 研(第 修ジ2 ョ号 「職場」 チ) 養調 成者

○厚生労働省告示第五百四十一号

出があったので、同条第二十二項第二号の規定に基づき公示する。 定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、その代表者の氏名を次のように変更する旨の届 障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和三十五年法律第百二十三号) 第七十四条の三第十項の規

平成二十四年十月一日

厚生労働大臣 小宮山洋子

口二— 社会福祉法人東京コ	名称 在宅就業支援団体の	
勝又 和夫	変更前の代表者の氏名	
中村 敏彦	変更後の代表者の氏名	
平成二十四年六月一日	変更年月日	

○厚生労働省告示第五百四十二 믁

価基準 X 平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次のように改正する。 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、 使用薬剤の薬価 薬

厚生労働大臣 小宮山洋子